ハ～ホ　［略］

ヘ　自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイド（文部科学大臣が定めるものを除く。）である遺伝子組換え生物等（宿主と比べて、哺乳動物等に対する病原性が著しく高まること又は哺乳動物等が当該遺伝子組換え生物等に感染した場合に当該遺伝子組換え生物等に起因する感染症の予防若しくは治療が困難となる性質が付与されることが科学的知見に照らし推定されるものに限る。）であって、その使用等を通じて増殖するもの

ト・チ　［略］

二　大量培養実験のうち次のイからチまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号ハからホまで及びトに掲げる遺伝子組換え生物等

ロ　宿主又は核酸供与体のいずれかが第三条の表各号の下欄に掲げるもの以外のものである遺伝子組換え生物等（特定認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等のうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）

ハ　宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のいずれかがクラス４である遺伝子組換え生物等（特定認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等のうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）

ニ　自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイド（文部科学大臣が定めるものを除く。）である遺伝子組換え生物等であって、その使用等を通じて増殖するもの

ホ～ト　［略］

チ　イからトまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの

三　動物使用実験のうち次のイからニまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等（同号イ又はロに掲げる遺伝子組換え生物等であって、宿主が動物（寄生虫を除く。）である遺伝子組換え生物等のうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）

ロ　宿主が動物である遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性がある微生物の感染を引き起こす受容体（宿主と同一の分類学上の種に属する生物が有していないものに限る。）を宿主に対し付与する遺伝子を含むもの（宿主が哺乳動物等である遺伝子組換え生物等であって、当該微生物を保有していないもののほか、文部科学大臣が定めるものを除く。）

ハ・ニ　［略］

四　植物等使用実験のうち次のイからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等（同号イ又はロに掲げる遺伝子組換え生物等であって、宿主が植物である遺伝子組換え生物等のうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）

ロ・ハ　［略］

ハ～ホ　［同上］

ヘ　自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイド（文部科学大臣が定めるものを除く。）である遺伝子組換え生物等であって、その使用等を通じて増殖するもの

［号の細分を加える。］

ト・チ　［同上］

二　大量培養実験のうち次のイからホまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ロ～ニ　［同上］

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの

三　動物使用実験のうち次のイからニまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等

ロ　宿主が動物である遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性がある微生物の感染を引き起こす受容体（宿主と同一の分類学上の種に属する生物が有していないものに限る。）を宿主に対し付与する遺伝子を含むもの

ハ・ニ　［同上］

四　植物等使用実験のうち次のイからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ　第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等

ロ・ハ　［同上］